

伊万里市工事成績評定結果活用要領

平成22年3月5日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負者の技術力及び施工意欲の向上、並びに工事の品質向上を図るため、伊万里市工事検査実施要領（平成20年告示第90号）に規定する成工検査の工事成績評定結果により、入札参加に係る優遇措置及び制限措置を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、市が発注する建設工事とする。

(入札参加優遇措置)

第3条 市は、第1条に定める入札参加に係る優遇措置として、優遇措置の対象者（以下「優遇対象者」という。）のみが参加できる工事請負者選定の入札（以下「優遇工事入札」という。）を実施するものとする。

2 優遇工事入札とする工事は、前条に規定する建設工事の中から伊万里市入札資格指名審査委員会において決定する。

3 指名競争入札により優遇工事入札を行うときは、指名業者を5人以上確保することを原則とする。

4 優遇対象者は、市が発注した建設工事で、前年度までの3年間に工事成績評定点を付与されたものが2件以上あり、そのすべての工事成績評定点が70点以上であって、かつ平均点が75点以上であった者とする。ただし、特定建設工事共同企業体としての実績を除く。

5 優遇措置の期間（以下「優遇期間」という。）は、各年度の7月1日から3月31日までとする。

6 優遇対象者が、優遇期間中に伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に定める指名停止措置要件に該当するときは、優遇措置を取り消すほか、優遇措置の適用が不適切と判断されるときは、伊万里市入札資格指名審査委員会で審議し、優遇措置を取り消すものとする。

7 優遇工事入札への入札参加資格の決定に際し、対象工事の工種による制限は行わない。ただし、地域要件、施行能力等級による制限は行うものとする。

(入札参加制限措置)

第4条 工事成績評定点が60点未満を付与された者は、工事成績評定結果通知日から起算して14日経過した翌日から（請負者から工事成績評定に関する説明を求められた場合においては回答を行った翌日から）1月間一般競争入札に参加できないものとするとともに、指名競争入札の指名業者に選定しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第4項の優遇対象者は、平成23年度においては前年度1年間の実績、平成24年度においては前年度までの2年間の実績により判定するものとする。この場合において、工事成績評定点を付与されたものが1件の場合は、工事成績評定点が75点以上の場合に優遇対象者とする。